

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年9月30日付.保医発0930第3号.令和2年10月1日適用)及び厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年10月2日付.保医発1002第1号.令和2年10月2日適用)、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発事務連絡「[新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針(第1版)]及び鼻腔検体採取における留意点等について」(令和2年10月2日付)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

### ◎ 保険適用の測定方法が追加された検査項目(令和2年10月1日適用)

項目名	保険点数	区分
カルプロテクチン(糞便)	276点	区分番号「D003」 糞便検査 (尿・糞便等検査)

ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA法又はLA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され～(略)

イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ (略)

下線部が追加されました。

● 弊社受託未定

裏面に続きます



株式会社 **ビー・エム・エル**  
本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3  
総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1  
☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用  
アプリ B-Book



Google play



Available on the  
App Store



電子カルテはビー・エム・エル



◎ 算定できる検体種類が追加された検査項目(令和2年10月2日適用)

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2 核酸検出	1,800点 (検査委託) 1,350点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)
SARS-CoV-2 抗原検出	600点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

**【追加された検体種類】鼻腔ぬぐい液**

※ 厚生労働省保険局医療課長発通知(保医発1002第1号)及び、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発事務連絡により、検体採取の際に参照すべき指針を厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針(「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」)に変更し、旧ガイドライン「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」は廃止する。なお、扱える検体種類として「鼻腔ぬぐい液」を追加し、医療従事者の管理下では自己採取も可能とする。

注) 鼻咽頭ぬぐい液：鼻の奥で採取した検体

鼻腔ぬぐい液\*：鼻孔から2cm程度スワブを挿入して採取した検体

\*医療従事者の管理下では自己採取が認められる。

● 弊社受託検査においても適用

検査のご依頼については、弊社営業担当にご相談ください。